

# 眩川

発行 役場  
 1962. 2. 20  
 編集 係  
 広報

電話についてお願い

町内の電話は、町のご協力

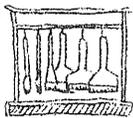
## 森林組合 総代会終る

眩川町森林組合は昭和三十七年二月八日、役場に於て総会に代る総代会を開催した。  
 当日は総代七五名の内六六名の出席を得、又県林務課長、県森連会長、眩川町長外、来賓多数の臨席を得て、沖浦安高氏議長となり、昭和三十六年度業務報告書並に剰余金処分案を承認の上、昭和三十七年度事業計画を決定、午後三時三〇分盛會裡に閉会した。



## 警察からのお知らせ 軽免許出張試験実施

先般部落長さんを通じてお知らせをしておりました軽免許（二輪と農耕用トラクター）の出張試験が、近日眩川町中野小学校講堂及び高砂運動場で実施される運びとなりました。既に鹿野川の派出所には申請書が一七〇余通出されています。  
 ◎申請者は、道路交通法、同施行令、同施行規則、愛媛県道路交通規則、道路運送車輛法、車輛等の保安基準の勉強をしておいて下さい。先づ学科試験にパスしない事には免許はもらえません。（法令集の欲しい方は在所にありますが、一冊百円）学科試験にパスした方は、次に  
 実施ですが、スクーターで行います。（学科試験にパスすると実地試験を受ける時、三百円の県証紙を必要とします。）  
 ＊受験希望者が多いようであれば三月末頃実施して貰うようになります。  
 尚、詳しい事は在所にお尋ね下さい。



## ラジオ農学校番組 (3日)

松山才二放送 (午前6時30分)

- 1日 温床の手入れ
- 2日 乳牛の選び方
- 5日 仔牛の育て方
- 6日 乳牛の栄養と飼料
- 7日 乳牛の分娩
- 8日 押入れの工夫と整理
- 9日 家計と衣設計
- 12日 水稻の早期栽培
- 13日 水温上昇剤のED
- 14日 栗の栽培
- 15日 枇杷栽培
- 16日 果実類の販売について
- 19日 果実類の価格と流通経費について
- 20日 おべんとうの考え方
- 21日 愛媛県の蔬菜園芸の現況と将来
- 22日 愛媛の畜産の現況と将来
- 23日 米麦まとめ
- 26日 果樹まとめ
- 27日 生活改善まとめ
- 28日 農業協同組合問題について
- 29日 座談会
- 30日 閉校挨拶

◎話が終ったら必ず終話信号を

目覚ましく発達し、宇和川方面では団体電話が完成して、ほとんどの各戸に電話が設置され、眩川郵便局受持区内でも、中央部はもろろん、各部落共数個の電話があり、今や電話は全地域の方々の日常生活の必需品となりました。

このように電話は日増しに増加致しましたが、交換手は自由に増員が出きず、上局に申し出ましても、いろいろの問題がありまして、希望通り実現しませんでした。利用者の皆さまから常におしかりを受けている現状であります。局も決して放任している訳ではなく、限られた人員で出来る限りサービスの向上をはかるよういろいろの対策をねり最善の努力をじているつもりではあります。更に研究を重ね少しでも不満の解消に努めたいと思っております。次の点について、利用者の方のご協力を得たいと思っております。

◎相手と呼ぶときは必ず番号で通話の申込は必ず番号ですることになっております。特に、勤務が臨時者の場合は、姓や家号で云われましても番号を知りませんので不馴れで、いそがしい業務が益々おそくなり、他の方にご迷惑を及ぼすこととなります。

◎共同電話の方へお願い

多数の共同電話は、そのうちの一つの送受話器をはずし、かけるのを忘れると、その線につながる全部の電話に信号がゆきませんので不通となりますから、特に注意願います。

◎電話を何番から何番につきかえてくれの請求について

これは規定上、事故のもとになりますので禁じられております。

従前は、おつぎしたこともありますが、いろいろの問題がござりまして、取扱上困る事例がございましたので、昨年の十月からは一切やらないようにしておりますのでご協力下さい。

◎用件はなるべく簡単に要領よく早く

電話器は、相手につながるければなんにもなりません。電話は公器であり共同のもので、考えて下さい。皆さんからおかけになりたい時は何時で相手が好きでよいようにこの点もご協力をお願いいたします。

以上、勝手なお願いばかり申

## 本日の出来事

- 一日 才三回眩川町農林業研究会発表会開催
- 二日 才十回成人式開催
- 三日 才十回成人式開催
- 四日 才十回成人式開催
- 五日 才十回成人式開催
- 六日 才十回成人式開催
- 七日 才十回成人式開催
- 八日 才十回成人式開催
- 九日 才十回成人式開催
- 十日 才十回成人式開催
- 十一日 才十回成人式開催
- 十二日 才十回成人式開催
- 十三日 才十回成人式開催
- 十四日 才十回成人式開催
- 十五日 才十回成人式開催
- 十六日 才十回成人式開催
- 十七日 才十回成人式開催
- 十八日 才十回成人式開催
- 十九日 才十回成人式開催
- 二十日 才十回成人式開催
- 二十一日 才十回成人式開催
- 二十二日 才十回成人式開催
- 二十三日 才十回成人式開催
- 二十四日 才十回成人式開催
- 二十五日 才十回成人式開催
- 二十六日 才十回成人式開催
- 二十七日 才十回成人式開催
- 二十八日 才十回成人式開催
- 二十九日 才十回成人式開催
- 三十日 才十回成人式開催





# 農家の欄

## 林業

### 森林組合だより

◎ 造林用苗木の配布について  
 植林時期となりましたので、植付を予定されていられる方は出来る限り早く植付を行って下さい。

### 肉豚の適期出荷について

◎ 造林地の実測について  
 三十六年度の造林補助金の申請を三月末日に行う事になっておりますので造林地の実測を全部実施しなければなりません。係員が測量に行きますから造林地の案内など、実測にご協力を願います。

## 畜産

### 肉豚の適期出荷について

最近における豚枝肉価格は軟調で、今年に入って、その価格は更に低落する傾向を示して来ましたが、最近、これに伴って過去の価格低落時に見られた急ぎの傾向が現われ、それが今後において市況に更に混乱させる要因ともなっています。

農林省では、豚肉の価格安定措置を急速に実施するようとりすめて居り、併せて当師生産者団体による自主調整出荷と、小売価格の値下げ指導による需要の増進運動を展開するよう強く要請されています。

農家の中には豚肉の先行不安からことさらに売り急いで不利

## 農業

### 麦の作付面積 大中に減少

最近、生産性の高い作物への作付転換が強く叫ばれている折柄、先般実施した本年度麦作付面積の調査結果は関心をもたれていたがこのほど集計の結果、大中に減少していることがわかった。

すなわち、本年の作付面積は一一七・六ヘクタールで、昨年の一四一・三ヘクタールに対し二三・七ヘクタール（一七％）減っている。この減ったのは裸麦であって、小麦の面積はほとんど動いていない。

減少した地域は、酪農地帯が多いところから、転換されたのは、飼料作物が大部分で、その

### 大洲税務署よりお知らせ

他業、タバコ、果等に変ったものと見られている。この奨励事業として、多く減少した地帯に対し、国の助成を得て共同の乾燥機械施設等の導入が予定されている。

### 所得税の確定申告と納税は、二月一六日から三月一五日まで

所得税の確定申告と納税は、二月一六日から三月一五日までです。三月一五日の期限までに申告をしなければ当然受けられない各種の控除が認められなくなり不利になります。納税についても期限（三月一五日）を過ぎても期限（三月一五日）を過ぎますと利子税（日歩三銭）延滞加算税（日歩三銭）が加算されます。それであるべく早目に申告をすませ、納税についても期限（三月一五日）におくれないうよう早目に納付しましょう。

なお、税務署では確定申告による納税額で一時に納付できない事情がある場合は徴収猶予の規定があります。このためこれ等の手続きや、納税などについて相談に應ずることになっておりますので遠慮なくご利用下さい。

### 飲酒運転は事故のもと

昭和三十五年度は、全国で交通事故は、四十四万九千件、死者は、一万二千人、傷者、二十九万人となっており、昨年はこれ以上に件数、死者ともうなぎのぼりです。

交通事故をなくすることはできないものでしょうか？

交通事故の原因で一番多いのが「徐行違反」です。何故徐行しないのか？色々と理由があるとは思いますが、その一つからでも私達の周囲からなくしよう。

今年「トラ」年ですが、酒に酔って「大トラ」「小トラ」で車を運転している人はありませんか？「トラ」運転の追放につとめましょう。

- 1 運転者に酒をすすめないこと
- 2 酒を飲んだらハンドルを握らないこと
- 3 宴会などの席へ車を運転して行かないこと
- 4 ことわりきれずに酒を飲んだときは酔をさましてから運転すること

### 国保受診証の人員確認について

国保受診証に登載されて居る人員で転出等、不在の者の整理は、三月末日限りです。四月一日現在人員を以って保険税を課税しますので、該当の方は受診証と印鑑とを持参して届け出て下さい。

### 町の人口動態

山鳥坂	宮武裕	出生	三七・一・三一
宇和川	香渡旭	死亡	
大谷	三好美紀	出生	
西	兵頭新一	死亡	
中居谷	金平二郎	出生	
予子林	堀内イシ	死亡	
大谷	浅松照次郎	出生	
宇和川	永出キヌヨ	死亡	
宇和川	菅根ワサ	出生	
宇和川	土居良衛	出生	
人口	男 三、四五〇人		
	女 三、二八五人		
計	六、七三五人		
世帯	一、三二〇戸		

### 公告

昭和三十七年度固定資産課税台帳を左記の通り関係者の縦覧に供します

昭和三十七年三月一日より同月二十日まで  
 三場所 肱川町役場

### 肱川土場木材相場

(昭和37年1月中値) 1才当り

長さ	末口	すぎ	ひのき	まつ
		円	円	円
4.2m (14尺)	4.0上			34.00
	6.0上			40.00
	10.0上			45.00
4m (13.2尺)	3.5下	60.00	61.00	
	4.0上	50.00	55.00	
	6.0上	52.00	57.00	
3m (10尺)	3.0下	45.00	45.00	34.00
	4.0上	48.00	56.00	
	6.0上			
2.1m (7尺)	1.5下			14.00
	2.0上			26.50
2m (6.6尺)	3.5下	17.00	20.00	
	4.0上	24.00	24.00	
	6.0上	30.00	30.00	
1m (3.3尺)	3.0上	21.00	20.00	

備考 足場1m当り 56円~70円  
 ざつパルプ1才当り 16.00  
 本表は、肱川町内で自動車に積み込める土場で値段で、中値です。  
 末口は寸で書いてあります。



また確定申告をすれば税金の払戻を受けられる方は、早目に払戻のための確定申告書を提出して下さい。でなければ事務のふくそう等で己むを得ず還付金の支払がおくれることとなります。

### あなたは「スリ」がねらっている

二月、三月はスリと街頭賭博の多い月です。出舎には少い、このような被害も部会に出れば多いのです。汽車に乗った時、バスに乗る時、縁日に出掛けたとき、町角の叩き売りの傍にみんなが注意しあつて楽しく旅行をいたしましょう。